

## 利用者や職員の移籍等について

### 1 概要

近年、障がい福祉サービス等の事業所において、利用者や職員の引き抜き、職員の突然の退職などの事案が散見されるようになりました。

中には、利用者の安定支援に支障が出た事例もあるため、各事業所においては十分に注意してください。

### 2 利用者のサービス利用の安定化

制度上、事業所を選択する権利は利用者にあります。このため、利用者が自らの希望で事業所を変えること自体は、正当な権利であります。

一方で、いわゆる利用者の取り扱いについては、安定的な支援に支障が出る場合も散見され、厚生労働省の各種調査においても課題として挙げられているところです。

#### 【参考】市内の一例

関係機関の支援会議によりサービス内容や事業所の調整をしていたところ、全く関わりのなかった事業所が利用者に直接勧誘を行い、結果として再度不安定になった事例

⇒ 「事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。」ところ、把握しないまま利用者に対して自らの事業所の利用を促しており、指定基準に反している。

事業者は、既に他事業所の利用者から、移籍希望を受けたときは、原則として利用者の希望に沿うよう調整することとなりますが、その際には状況に応じて、相談支援事業所や現に利用している事業所、援護の実施者その他の関係機関と密接な連携を取るなどして、安定的かつ平穩に支援継続できるよう務めてください。なお、いわゆる利用者の取り扱いについては、控えてください。

### 3 人員体制の安定化

令和元年度の行政説明会でも述べましたが、その後においても職員の離職が後を絶ちません。中には、短期間でほとんど又は全ての職員が入れ替わっている事例や、加算要件を満たさなくなったにもかかわらず算定し続けている事例、最低限の基準を満たさない事例も散見されます。

基準を満たさない事例については言うまでもありませんが、基準を満たしているとしても、人員の頻繁な入替りは、利用者支援の安定化を阻害する要因でありますので、運営法人と事業所の職員は、円満かつ安定的な人員体制、労働環境を構築してください。

また、人員体制に変更があったときは、変更後の体制が指定基準及び算定している加算要件に適合しているかどうか、必ずその都度確認をしてください。